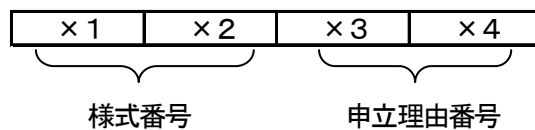


【過誤申立事由コードについて】

「申立事由コード」は4桁で構成されている。



例) 訪問介護サービスの請求明細書が請求誤りのため実績取り下げを行う場合は、下記より **様式番号** が (10)、**申立理由番号** が (02) のため、**過誤申立事由コード** は「1002」となる。

様式番号 (申立事由コード上2桁)

様式番号		サービス種類
10	様式第二	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)・地域密着型通所介護
11	様式第二の二	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
21	様式第三	短期入所生活介護
24	様式第三の二	介護予防短期入所生活介護
22	様式第四	介護老人保健施設における短期入所療養介護
25	様式第四の二	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
23	様式第五	病院・診療所における短期入所療養介護
26	様式第五の二	病院・診療所における介護予防短期入所療養介護
30	様式第六	認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)
31	様式第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)
32	様式第六の三	特定施設入居者生活介護(短期利用以外)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)
33	様式第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護
34	様式第六の五	認知症対応型共同生活介護(短期利用)
35	様式第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)
36	様式第六の七	特定施設入居者生活介護(短期利用)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)
40	様式第七	居宅介護支援
41	様式第七の二	介護予防支援
50	様式第八	介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
60	様式第九	介護保健施設サービス
70	様式第十	介護療養施設サービス

申立理由コード (申立事由コード下2桁)

申立理由番号	申立事由
02	請求誤りによる実績取り下げ
99	その他の事由による実績の取り下げ